

姫路城の馬屋

姫路城を描いた絵図を見ていると、菱の門のすぐ下に「檜厩(ひのきのうまや)」があったことに気づきます。「播州姫路城図」(中根忠之氏蔵)によれば、40頭立の厩舎だったことがわかります。將軍から贈られた馬もいたのでしょうか。

内曲輪のほぼ中心に位置する馬屋ですが、文化14(1817)年2月には解体され、大手門前稽古場用の建築材料に転用されました。この稽古場というのは、藩校好古堂の施設の一部に当たります。好古堂は総社門内にありましたが、手狭になったことから、文化13年に大手門前西側への移転が決まりました。すでに、総社門内に好古堂が描かれている酒井家旧蔵「姫路侍屋敷図」では、檜厩は描かれていません。では、どうして檜厩は解体されて、好古堂の建築資材になってしまったのでしょうか。そこで本号では、姫路城内にあった馬屋や馬場のついて紹介してみます。

さて、建設にあたってはいろいろ物議をかもしましたが、姫路城大手門前の桜門橋も、それなりに周囲の景観と馴染んできた感があります。橋を渡った南側には広場も整備されました。江戸時代にも広場になっていて*、「表下馬」と呼ばれていました。

広場には便益施設(観光客向けの飲食店やみやげ物店など)があったり、都市計画道路の部分もありますが、広場の南にはかつて「御厩(馬屋)」があり、姫路城跡第153次調査ではその遺構が検出されました。現在、出土遺構の存在を示す路面表示が施されています。ちなみに、姫路城から出陣するとき軍勢がまず集結する場所でもありました。

馬場に関しては、「霧(桐)之馬場」がありました。南北に長い土塁を備えた馬場が、中曲輪の東部土塁に接して併設されていたのです。江戸時代には、「お菊井戸」があったと巷間語られていた場所です。馬場や馬屋には井戸が不可欠ですから、皿屋敷の怪談に相応しい古井戸が残っていたのでしょう。古井戸から不気味に湧き出てくる「霧」のイメージが、お菊の登場シーンを盛り上げてくれそうです。

この馬場について『姫陽秘鑑』巻之三十五では、寛延2(1749)年10月3日「於桐之馬場御家中持馬被遊御覽候」と記されています。家中所有の馬を藩主にお目に懸けるといふもので、安永7(1778)年2月18日の例では、酒井忠以が高須隼人以下の手馬21頭を一覧しています(『玄武日記』)。それぞれの馬には持ち主かその世帯が乗ったようです。

霧之馬場は、現在姫路東高校と姫路医療センター(旧国立姫路病院)の敷地になっています。国立姫路病院更新整備工事に伴って、馬場に隣接した武家屋敷が



写真2 「姫路侍屋敷図」の霧之馬場



写真1

発掘されました。「姫路侍屋敷図」では「岡田与茂右衛門」、文化3(1806)年城下絵図(兵庫県立歴史博物館蔵)では「岡田元之進」の屋敷があった場所に相当します。そこからは写真1のような風口右側に「責馬常□」と墨書のある土師質焜炉が出土しています(姫路市教委『特別史跡姫路城跡Ⅲ』2004)。責馬は調教や飼育を意味し、文字が一部欠けている□は「用」ではないかと思われます。つまり、これは馬の飼育等のために使用した焜炉だと考えられます。それがなぜ岡田邸跡から出土したのでしょうか。その手がかりが、『姫陽秘鑑』巻之三十五にあります。「御預ケ馬被 仰付候事」の項に「一、寛政四年願之通此度御預ケ馬被 仰付候段左之者共江帯刀申渡之」とあり、その中に「岡田左一右衛門」の名前が挙がっています(与茂右衛門が天明5年に改名して左一右衛門)。彼はその後、寛政12(1800)年4月にも預馬を仰せ付けられています。この預馬は家臣が藩の馬を面倒見るので、藩からは飼料代などが家臣に給付されます。元之進は左一右衛門の倅(酒井家文書「家臣録」)ですから、この焜炉は、元之進ではなく左一右衛門が馬の飼育に用いた道具と考えられます。そして、文久元年11月15日の酒井忠績が国許へ伝達させた御触(橋本政次『姫路城史』下巻)に、「但責馬具ハ自分物相用可申事」との一文があることから推して、この焜炉も本来、藩の道具だったかもしれません。

さて、こうして飼育された馬は、檜厩や大手門前の馬屋にも繋がれることがあったのでしょうか。藩にとって軍馬であり輜重用駄馬となります。いずれも戦争には不可欠なものですから、当然大名は日頃から必要な頭数は常に確保しておかなくてはなりません。ところが、藩の財政が逼迫するとそんなことさえ言っていられなくなります。

前橋時代、藩主酒井親本は城内に100頭は保有したいと考え、それ相応の馬屋を造らせたものの、重臣の本多民部左衛門が8頭立だけにして、あとは解体したところ、親本はせめて30頭は欲しいというのですが、民部はそれを認めなかったという逸話があります(『姫陽秘鑑』巻之三十五)。さらに同巻には『直泰夜話』を引いて、次のような話を載せています。

貞享元(1684)年御家中自分馬所持仕候者共を御改被遊候処、近年御家中之者共不如意二罷成り候而軍役も欠候様二相成候事御氣之毒二被思召、以来嚴敷儉約仕可然旨被 仰出候、依而本庄甚五左衛門・宮地嘉兵衛・岩橋伊左衛門・長谷川徳右衛門ヲ簡略奉行二被 仰付候

17世紀後半、藩主が気の毒に思うほど、すでに家中も馬の養育が困難になっていたのです。本多民部はそんな内情を知って藩主の意向を敢えて否定したのでしょう。藩は、具体的対処として200石以下の家中は馬の所持を無用とし、180石以下で馬所持の家中には所持しないようにとした時期があります。酒井家では300石**以上の家中は馬を所持することになっていたのですが、その基準が上米実施で、例えば500石とかに変動することがありました。それでも馬の所有を必要とする家中に対しては、飼料金の割り増し下付などの救済的措置がとられました。こうなると日常の軍事訓練にも影響します。「於御厩馬術稽古之面々は生馬相止木馬二而可被致稽古候」との達しが出され、馬数減少により本物の馬ではなく、木馬での馬術稽古になります(安永10年)。そして、文化3年2月には、領内の大庄屋と御用達商人に「手馬飼置非常之節は御用立可申旨」を仰せ付けています。自前で馬の飼育をやめて、「民間」に投げってしまった格好です。そういうことを大いに当てにしたのか、文化9年9月には預馬16頭を減らしています。このように馬数が減っていけば、当然、馬のいない馬屋も出てきます。檜厩が解体されて、藩校好古堂の拡張に転用されたわけも容易に理解できます。

*「武者溜り」と呼ぶ人もいるようだが、これはあくまで現代の通称

**時代によって異動あり



写真3 大手門前の「御厩」(→)と檜厩跡(□)



The News of Himeji Center for Research into Castles and Fortifications.